

広域的運営推進機関の業務規程及び 送配電等業務指針の変更の認可について

(趣旨)

令和3年6月8日付けで電力広域的運営推進機関（以下「広域機関」という。）より経済産業大臣に対して業務規程及び送配電等業務指針の変更の認可申請があり、6月10日付けで経済産業大臣から意見の求めがあったところ。

当該認可に係る電力・ガス取引監視等委員会（以下「委員会」という。）としての回答について御審議いただく。

1. 経緯

令和3年6月8日付けで広域機関より経済産業大臣に対して業務規程及び送配電等業務指針の変更の認可申請があり、6月10日付けで経済産業大臣から意見の求めがあったところ。（資料5－1及び5－2）

2. 変更の主な内容

変更の主な内容は、以下のとおり。

（1）洋上風力発電の新たな系統確保スキームの導入等に関する規定の変更

- ・洋上風力発電の建設にあたっては、国が「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律」に基づき、自然条件が良く、かつ系統接続の見込みがある等の要件を満たす場所を促進区域として指定し、事業者に対して促進区域の占用を許可することとなっている。
- ・現行、洋上風力発電の系統確保に当たっては、個々の事業者の契約申込等により系統容量を確保しているため、必要規模以上の系統容量が押さえられてしまう等の課題があった。
- ・このため、国が地域の風況等を考慮して望ましい出力規模を決定し、その出力規模に応じた系統容量を一般送配電事業者が確保する仕組み等に改めるもの。

（2）広域予備率等の運用開始に関する規定の変更

- ・広域機関では、令和4年度から新たなインバランス料金制度が開始されることに伴い、補正インバランス料金の算定諸元である広域予備率（令和4年度及び令和5年度においては補正料金算定インデックス）を算出、公表等を行うこととなっている。このため、これらの算出、公表等の新たな業務を追加するもの。

（3）需給調整市場三次①の開始に伴う各種計画等の提出時期に関する規定の変更

- ・本年4月に開設された需給調整市場では、現在、三次調整力②の取引が行われているが、令和4年度からは、新たに三次調整力①の取引が開始される予定。
- ・三次調整力①は、毎週火曜日に取引が行われる予定であるところ、現在、広域機関が小売電気事業者等に求める需要、調達等に係る週間計画についても、毎週火

曜日までに提出を求めており、期限が重複している。

- ・三次調整力①の約定結果についても小売電気事業者等の週間計画に反映させることが必要であることから、週間計画の提出期限を毎週水曜日午前10時に変更するもの。

(4) 需給ひっ迫時の対応態勢及び対応組織に関する規定の変更

- ・広域機関では、大規模災害により、需給状況の大幅な悪化等の電力需給に関する被害が発生し、又は発生するおそれがある場合等の緊急災害に際しては、業務規程に基づき、一般送配電事業者への指示等の対応態勢の発令及び非常災害対応本部等の組織の設置を行い、対応してきている。
- ・他方、現行の規定では、昨冬のような大規模災害に起因しない需給ひっ迫時の対応態勢及び組織については、明確に規定していない。
- ・このため、今後、大規模災害に起因しない需給ひっ迫時等においても対応態勢の発令及び組織の設置ができるよう規定を変更するもの。

(5) 容量市場における容量オークションに関する規定の変更

- ・令和2年度から新たに開始された容量市場のメインオークション結果を踏まえ、資源エネルギー庁制度検討作業部会において、以下の見直しを行うことが整理されたことから、関係する規定を変更するもの。

①メインオークションと追加オークションによる供給力の確保

これまでは、実需給年度の4年前に実施するメインオークションで、必要供給力の全量を確保していたが、実需給年度の至近まで稼働を見通せない電源等にも取引の機会を与えるため、メインオークションで必要供給力の全量を確保するのではなく、その一部を実需給年度の前年に実施する追加オークションで調達することとされた。

②激変緩和措置

これまで容量市場で落札された電源に対する契約金額については、小売電気事業者の事業環境の激変緩和の観点から、平成22年度末以前に建設された電源に対しては一定比率を減額する措置が設けられていた。一方で、発電所の維持コストを確保するため、減額率の逆数での入札（以下「逆数入札」という。）が認められていた。

その結果、令和2年度のオークションでは、約定価格が上がり上がったことから、令和3年度のオークションからは、逆数入札は廃止し、激変緩和措置についても、電源の経過年数に応じた減額の内容を見直すとともに、応札価格が約定価格の一定比率を下回る電源に対して、契約金額を減額する措置が追加された。

3. 認可申請に係る意見

変更案の内容について、審査基準に照らして特段の問題はないと判断される。委員会

として、資料5－3及び5－4のとおり、当該認可を行うことに異存がない旨を回答することとしたい。

〔参考１〕 手続きの流れ

広域機関が業務規程を変更しようとする場合、電気事業法第２８条の４１第３項に基づき、経済産業大臣の認可を受けなければならないこととされている。経済産業大臣は、業務規程の変更の認可申請を受けた場合、同法第６６条の１１第１項第５号の規定に基づき、委員会の意見を聴取する。

また、広域機関の送配電等業務指針の変更については、電気事業法第２８条の４６第１項に基づき、経済産業大臣の認可を受けなければ効力を生じないこととされている。業務規程の場合と同様に、経済産業大臣は、送配電等業務指針の変更の認可申請を受けた場合、同法第６６条の１１第１項第５号の規定に基づき、委員会の意見を聴取する。

〔参考２〕 関連条文

■ 電気事業法

（業務規程）

第二十八条の四十一 推進機関の業務規程には、業務及びその執行に関する事項その他の経済産業省令で定める事項を記載しなければならない。

２ 前項の業務及びその執行に関する事項には、第二十八条の四十四第一項の規定による指示があつた場合において、当事者である会員が支払い、又は受領すべき金額その他指示の実施に関し必要な事項が含まれていなければならない。

３ 推進機関は、業務規程を変更しようとするときは、経済産業大臣の認可を受けなければならない。

（送配電等業務指針の認可）

第二十八条の四十六 送配電等業務指針は、経済産業大臣の認可を受けなければその効力を生じない。その変更（経済産業省令で定める軽微な事項に係るものを除く。）についても、同様とする。

２ 経済産業大臣は、前項の認可の申請に係る送配電等業務指針が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の認可をしてはならない。

一 内容が法令に違反しないこと。

二 策定又は変更の手続が法令及び定款に違反しないこと。

三 不当に差別的でないこと。

３～４ （略）

（委員会の意見の聴取）

第六十六条の十一 経済産業大臣は、次に掲げる場合には、あらかじめ、委員会の意見を聴かななければならない。

一～四 （略）

五 第十条第一項若しくは第二項（これらの規定を第二十七条の十二において準用する場合を含む。）、第十四条第二項（第二十七条の十二において準用する場合を含む。）、第十八条第一項若しくは第二項ただし書、第二十二条の二第一項ただし書、第二十七条の十一の二第一項ただし書、第二十八条の十四第一項、第二十八条の四十一第三項、第二十八条の四十六第一項、第二十八条の四十九、第九十九条第一項又は第九十九条の七第一項の認可をしようとするとき。

六～十三 （略）

２ （略）

■ 電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等

第1 審査基準

(1) ～ (34) 略

(35) 第28条の4第3項の規定による広域的運営推進機関の業務規程の変更の認可

第28条の4第3項の規定による広域的運営推進機関の業務規程の変更の認可に係る審査基準については、当該変更後の業務規程の内容が法令に適合し、かつ、当該変更後の業務規程に虚偽の記載がないこと及び「電気事業法第28条の15の規定による広域的運営推進機関の設立の認可の基準について」(別添2)の該当部分に適合することとする。

(36) 第28条の4第1項の規定による広域的運営推進機関の送配電等業務指針の認可及び変更の認可

第28条の4第1項の規定による広域的運営推進機関の送配電等業務指針の認可及び変更の認可に係る審査基準については、当該送配電等業務指針の内容に虚偽の記載がないこと、同条第2項各号のいずれにも適合すること及び「電気事業法第28条の4第1項の規定による送配電等業務指針の認可の基準について」(別添3)に適合することとする。

■ 「別添2 電気事業法第28条の15の規定による広域的運営推進機関の設立の認可の基準について」より抜粋

2. 業務規程に記載されている内容について、業務の運営が公正かつ適正に行われることが確実であると認められることの基準

(1) 第28条の4第1項第1号に掲げる業務に関する事項として、少なくとも次に掲げる事項が記載されていること。

① 推進機関は、第28条の4第1項第1号の監視を行うため、会員から、翌日、翌週、翌月等の各段階における電気の需給に関する計画（以下「需給計画」という。）の提出を受けるとともに、中央給電指令所、基幹給電指令所等を有する者から当該者が常時監視している情報の提供を受ける旨

②～③ (略)

④ 推進機関は、需給がひっ迫し、又は需給がひっ迫するおそれがある状況が継続することが見込まれる場合の対応について定める旨

(6) 第28条の4第1項第5号に掲げる業務に関する事項として、少なくとも次に掲げる事項が記載されていること。

① 容量市場の運営に関する少なくとも次に掲げる事項を定める旨

イ 推進機関は、将来必要となる供給力を確保する手段として、容量市場を開設し、入札を実施する旨

ロ～ハ (略)

ニ 推進機関は、参加登録の受付、入札募集要綱の策定、約定処理、入札後の契約締結、落札者の契約履行状況の評価、決済、又は契約に基づく違約金の請求若しくは重大な違反行為を行った電気供給事業者に対する容量市場への参入規制（以下「ペナルティ」という。）その他容量市場の運営に必要な業務を行う旨

ホ～ヌ (略)

② (略)

(9) 第28条の40第1項第8号に掲げる業務に関する事項として、少なくとも次に掲げる事項が記載されていること。

①～⑥ (略)

⑦ 系統アクセス業務に関する次に掲げる事項

イ～リ (略)

ヌ 推進機関は、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成30年法律第89号）第8条第1項の規定による指定に関する国からの要請の受付及び当該要請を受け付けた場合にその内容を一般送配電事業者に通知又は依頼する旨

ル 推進機関は、一般送配電事業者からヌの依頼の回答を受けた場合に、当該回答の内容について検証し、ヌの要請に対して回答する旨

⑧～⑩ (略)

(10) 第28条の40第1項第9号に掲げる業務に関する事項として、少なくとも次に掲げる事項が記載されていること。

①～② (略)

③ 推進機関は、一般送配電事業者がその供給区域における電圧及び周波数を維持するために必要となる調整力のスペック及び量の水準について検討を行い、毎年度、その評価・検証を行わなければならない旨及びその評価・検証結果に応じて、適切な調整力の水準について不断に見直さなければならない旨

④～⑦ (略)

■「別添3 電気事業法第28条の46第1項の規定による送配電等業務指針の認可の基準について」より抜粋

2. 法第28条の45第2号に掲げる事項として、少なくとも次に掲げる事項が記載されていること

(16) 一般送配電事業者が、別添2の2.(9)⑦ヌの通知又は依頼を受けた場合に行う暫定的な容量確保及び接続検討その他の系統アクセスに係る手続

6. 省令第13条第4号に掲げる事項として、少なくとも次に掲げる事項が記載されていること

(1) 需給計画に関する事項

会員は、推進機関に提出する翌日、翌週、翌月等の各段階における電気の需給に関する計画において、合理的な予測に基づく需要想定及びこれに応ずる計画を記載しなければならない旨

(2) 一般送配電事業者による調整力（別添2の2.(10)③に規定する調整力をいう。以下同じ。）の確保に関する事項

① 一般送配電事業者は、毎年度、翌年度における周波数制御、需給バランス調整その他の系統安定化業務を行うために必要とする調整力の量、スペック、これらを必要す

る理由及びその確保に関する計画を推進機関に提出しなければならない旨

② 一般送配電事業者は、毎年度、前年度における上記①の計画に対する調整力の活用実績を、推進機関に提出しなければならない旨

③ (略)

経済産業省

20210608資第33号

令和3年6月10日

電力・ガス取引監視等委員会委員長 殿

経済産業大臣

広域的運営推進機関の業務規程の変更の認可について

電気事業法（昭和39年法律第170号）第66条の11第1項第5号の規定に基づき、別添の申請に係る同法第28条の41第3項に規定する業務規程の変更の認可について、貴委員会の意見を求めます。

様式第9 (第11条関係)

業務規程變更認可申請書

令和3年6月8日

經濟産業大臣殿

電力広域の運

理事長 大

住 所 東 [REDACTED] - 2 - 1 5

電気事業法第28条の41第3項の規定に基づき、業務規程の変更の認可を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 変更しようとする内容
別紙 1 のとおり。
- 2 変更しようとする年月日
 - (1) 令和 3 年 7 月 1 日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日。
 - (2) (1)にかかわらず、第108条及び附則第 3 条の規定は、令和 4 年 4 月 1 日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日。
- 3 変更しようとする理由
洋上風力発電の新たな系統確保スキームの導入等に対応するため。
- 4 業務規程の変更の認可を申請するまでの経過の概要
別紙 2 のとおり。



電力広域的運営推進機関 業務規程 新旧対照表

変 更 前 (変更点に <u>下線</u>)	変 更 後 (変更点に <u>下線</u>)
平成27年4月1日施行 令和3年4月16日変更 業務規程 電力広域的運営推進機関	平成27年4月1日施行 令和 年 月 日変更 業務規程 電力広域的運営推進機関

変 更 前 (変更点の下線)	変 更 後 (変更点の下線)
(変更履歴) 平成27年4月1日施行 平成27年4月28日変更 平成27年8月31日変更 平成28年4月1日変更 平成28年7月11日変更 平成29年4月1日変更 平成29年9月6日変更 平成30年4月1日変更 平成30年6月29日変更 平成30年10月1日変更 平成31年4月1日変更 令和元年7月1日変更 令和2年2月1日変更 令和2年3月30日変更 令和2年7月8日変更 令和2年10月1日変更 令和3年4月1日変更	(変更履歴) 平成27年4月1日施行 平成27年4月28日変更 平成27年8月31日変更 平成28年4月1日変更 平成28年7月11日変更 平成29年4月1日変更 平成29年9月6日変更 平成30年4月1日変更 平成30年6月29日変更 平成30年10月1日変更 平成31年4月1日変更 令和元年7月1日変更 令和2年2月1日変更 令和2年3月30日変更 令和2年7月8日変更 令和2年10月1日変更 令和3年4月1日変更 <u>令和3年4月16日変更</u>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
(容量オークション) 第32条の2 (略) 一 メインオークション <u>必要供給力の全量を調達するため、実際に供給力を提供する年度(以下「実需給年度」という。)</u>の4年前に実施する入札 二 追加オークション メインオークション実施後の想定需要又はメインオークションで調達した供給力の増減等を考慮し、本機関が必要と判断した場合に、実需給年度の1年前に実施する次のア又はイのいずれかの入札 ア 調達オークション 追加オークションのうちメインオークションで調達した供給力に不足が認められた場合に、追加で容量提供事業者を募集する入札 イ リリースオークション 追加オークションのうちメインオークションで調達した供給力に余剰が認められた場合に、本機関との間で締結した容量確保契約(第32条の12第1号オにて定義する。)に定められた容量を売却する容量提供事業者(以下「容量リリース事業者」という。)を募集する入札	(容量オークション) 第32条の2 (略) 一 メインオークション <u>メインオークション募集要綱(第32条の12に定めるメインオークション募集要綱をいう。)</u>で定める供給力を調達するため、実際に供給力を提供する年度(以下「実需給年度」という。)の4年前に実施する入札 二 追加オークション メインオークション実施後の想定需要、メインオークションで調達した供給力及びその増減等を考慮し、本機関が必要と判断した場合に、実需給年度の1年前に実施する次のア又はイのいずれかの入札 ア 調達オークション 追加オークションのうち、<u>必要供給力に対し、</u>メインオークションで調達した供給力に不足が認められた場合に、追加で容量提供事業者を募集する入札 イ リリースオークション 追加オークションのうち、<u>必要供給力に対し、</u>メインオークションで調達した供給力に余剰が認められた場合に、本機関との間で締結した容量確保契約(第32条の12第1号オにて定義する。)に定められた容量を売却する容量提供事業者(以下「容量リリース事業者」という。)を募集する入札
(メインオークション募集要綱の策定及び公表) 第32条の12 (略) 一 募集スケジュール ア メインオークションで募集する供給力(以下「<u>メインオークション目標量</u>」という。)と価格の関係を示した曲線(以下「<u>メインオークション需要曲線</u>」という。)の予定公表期日 イ～カ (略) 二～十一 (略)	(メインオークション募集要綱の策定及び公表) 第32条の12 (略) 一 募集スケジュール ア メインオークションで募集する供給力と価格の関係を示した曲線(以下「<u>メインオークション需要曲線</u>」という。)の予定公表期日 イ～カ (略) 二～十一 (略)
(ペナルティ) 第32条の41 (略) 一 (略) ア・イ (略) ウ 実需給年度において、容量確保契約に規定された条件に基づき、<u>必要な</u>供給力を提供できなかった場合 二 (略) 2～4 (略)	(ペナルティ) 第32条の41 (略) 一 (略) ア・イ (略) ウ 実需給年度において、容量確保契約に規定された条件に基づき、供給力を提供できなかった場合 二 (略) 2～4 (略)
(電源等維持運用者の募集) 第38条 本機関は、電源入札等の基本要件の決定後、送配電等業務指針に定めるところにより、電源維持運用者を募集する。 2 本機関は、電源入札等の対象となる電源維持運用業務の内容を踏まえ、必要があると認めるときは、特定の電気供給事業者に対し、電源入札等に応募することを求めることができる。	(電源等維持運用者の募集) 第38条 本機関は、電源入札等の基本要件の決定後、送配電等業務指針に定めるところにより、電源等維持運用者を募集する。 2 本機関は、電源入札等の対象となる電源等維持運用業務の内容を踏まえ、必要があると認めるときは、特定の電気供給事業者に対し、電源入札等に応募することを求めることができる。
(系統アクセス業務の実施) 第67条 本機関は、法第28条の40第1項第8号の規定により、<u>送電系統への発電設備等(送電系統に電力を流入しない発電設備等を除く。以下、この章において同じ。)</u>の連系等を希望する者からの事前相談及び接続検討に関する申込みの受付、検討結果の確認、検証及び回答等の業務を行う。 (新設)	(系統アクセス業務の実施) 第67条 本機関は、法第28条の40第1項第8号の規定により、<u>次の各号に掲げる業務を行う。</u> 二 <u>送電系統への発電設備等(送電系統に電力を流入しない発電設備等を除く。以下、この章において同じ。)</u>の連系等を希望する者からの事前相談並びに接続検討に関する申込みの受付、検討結果の確認、検証及び回答等の業務

変 更 前 (変更点の下線)	変 更 後 (変更点の下線)
(新設)	<u>二 海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律(平成30年法律第89号。以下「再エネ海域利用法」という。)</u> 第8条第1項の規定による海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域(以下「促進区域」という。)の指定に関する国からの送電系統の暫定的な容量確保に関する要請の受付並びに接続検討に関する要請の受付、検討結果の確認、検証及び回答等の業務
2・3 (略)	2・3 (略)
(事前相談及び接続検討の申込みの受付) 第68条 本機関は、特定系統連系希望者の事前相談及び接続検討の申込みを受け付ける。	(事前相談及び接続検討の申込み並びに接続検討の要請の受付) 第68条 本機関は、特定系統連系希望者の事前相談及び接続検討の申込み並びに <u>再エネ海域利用法第8条第1項の規定による促進区域の指定に関する国からの接続検討の要請を受け付ける。</u>
2 本機関は、前項の申込みを受け付けた場合は、第70条第3項又は第72条第2項に定める回答期間内の日を回答予定日として、特定系統連系希望者へ速やかに通知する。	2 本機関は、前項の申込み又は要請を受け付けた場合は、第70条第3項又は第72条第2項に定める回答期間内の日を回答予定日として、特定系統連系希望者又は国へ速やかに通知する。
3 本機関は、前項の回答予定日までに回答できない可能性が生じたときは、その事実が判明次第速やかに、特定系統連系希望者に対し、その理由、進捗状況、今後の見込み(延長後の回答予定日を含む。)を通知し、特定系統連系希望者の要請に応じ、個別の説明を行う。延長後の回答予定日までに回答できない可能性が生じたときも同様とする。	3 本機関は、前項の回答予定日までに回答できない可能性が生じたときは、その事実が判明次第速やかに、特定系統連系希望者又は国に対し、その理由、進捗状況、今後の見込み(延長後の回答予定日を含む。)を通知し、特定系統連系希望者又は国の要請に応じ、個別の説明を行う。延長後の回答予定日までに回答できない可能性が生じたときも同様とする。
(新設)	(<u>送電系統の暫定的な容量確保に関する要請の受付</u>) 第68条の2 本機関は、 <u>再エネ海域利用法第8条第1項の規定による促進区域の指定に関する国からの送電系統の暫定的な容量確保の要請を受け付ける。</u>
(接続検討) 第71条 (略)	(接続検討) 第71条 (略)
2 本機関は、 <u>前項の通知を受けた一般送配電事業者たる会員から検討料の入金を確認した旨の通知を受けたときは、接続検討の申込みの受付を行い、一般送配電事業者たる会員に接続検討の実施を速やかに依頼する。ただし、申込書類に不備があるときは、書類の修正を求め、不備がないことを確認した上で申込みの受付を行う。</u>	2 本機関は、 <u>次の各号に掲げる場合には、接続検討の受付を行い、一般送配電事業者たる会員に接続検討の実施を速やかに依頼する。ただし、接続検討の申込み又は要請の書類に不備があるときは、書類の修正を求め、不備がないことを確認した上で接続検討の受付を行う。</u>
(新設)	<u>一 前項の通知を受けた一般送配電事業者たる会員から検討料の入金を確認した旨の通知を受けた場合</u>
(新設)	<u>二 国からの接続検討の要請があった場合</u>
3 (略)	3 (略)
一 特定系統連系希望者が希望した最大受電電力に対して連系ができない場合は、その理由及び代替案。代替案を示すことができない場合は、その理由	一 特定系統連系希望者が希望した又は国が要請した最大受電電力に対して連系ができない場合は、その理由及び代替案。代替案を示すことができない場合は、その理由
二～四 (略)	二～四 (略)
五 特定系統連系希望者に対策を求めている場合は、その対策の必要性及び工事の内容	五 特定系統連系希望者に対策を求めている場合又は国からの要請による接続検討の結果に対策を求める記載がある場合は、その対策の必要性及び工事の内容
六～九 (略)	六～九 (略)
4 (略)	4 (略)
(接続検討の回答) 第72条 本機関は、前条第3項又は第4項の規定による検討結果の確認及び検証を完了したときは、特定系統連系希望者に対し、次の各号に掲げる事項に関する確認及び検証の結果を速やかに書面にて	(接続検討の回答) 第72条 本機関は、前条第3項又は第4項の規定による検討結果の確認及び検証を完了したときは、特定系統連系希望者又は国に対し、次の各号に掲げる事項に関する確認及び検証の結果を速やかに書

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
回答するとともに必要な説明を行う。 一 特定系統連系希望者が希望した最大受電電力に対する連系可否（連系ができない場合には、その理由及び代替案。代替案を示すことができない場合には、その理由） 二 系統連系工事の概要（特定系統連系希望者が希望する場合には、設計図書又は工事概要図等） 三～五 （略） 六 特定系統連系希望者に必要な対策 七・八 （略） 2・3 （略）	面にて回答するとともに必要な説明を行う。 一 特定系統連系希望者が希望した又は国が要請した最大受電電力に対する連系可否（連系ができない場合には、その理由及び代替案。代替案を示すことができない場合には、その理由） 二 系統連系工事の概要（特定系統連系希望者又は国が希望する場合には、設計図書又は工事概要図等） 三～五 （略） 六 特定系統連系希望者に必要な対策又は国からの要請による接続検討の結果求められる必要な対策 七・八 （略） 2・3 （略）
（特定系統連系希望者からの電源接続案件一括検討プロセスにおける接続検討の受付） 第81条 （略） 2 本機関は、前項の規定により受け付けた接続検討について、第2節の規定に準じて、一般送配電事業者たる会員に検討を依頼し、検討の結果の確認、検証及び回答を行う。	（特定系統連系希望者からの電源接続案件一括検討プロセスにおける接続検討の受付等） 第81条 （略） 2 本機関は、前項の規定により受け付けた接続検討、及び国からの送電系統の暫定的な容量確保の要請により電源接続案件一括検討プロセスが開始された場合における第68条第1項の規定により受け付けた国からの要請による接続検討について、第2節の規定に準じて、一般送配電事業者たる会員に検討を依頼し、検討の結果の確認、検証及び回答を行う。
（接続検討の回答を踏まえた特定系統連系希望者の再接続検討の受付等） 第82条 （略） 2 本機関は、前項の規定により受け付けた再接続検討について、第2節の規定に準じて、一般送配電事業者たる会員に検討を依頼し、検討の結果の確認、検証及び回答を行う。	（接続検討の回答を踏まえた特定系統連系希望者の再接続検討の受付等） 第82条 （略） 2 本機関は、前項の規定により受け付けた再接続検討、及び国からの送電系統の暫定的な容量確保の要請により開始した電源接続案件一括検討プロセスにおいて再接続検討が行われる場合における第68条第1項の規定により受け付けた国からの要請による接続検討について、第2節の規定に準じて、一般送配電事業者たる会員に検討を依頼し、検討の結果の確認、検証及び回答を行う。
（契約申込みに伴う回答内容の確認） 第97条 本機関は、本機関が第72条第1項及び第82条第2項の規定により特定系統連系希望者に回答を行った案件について、一般送配電事業者たる会員が特定系統連系希望者から契約申込みを受けた場合において、その申込みに対する検討結果が同項の回答と異なるときは、送配電等業務指針で定めるところにより、検討結果の提出を受け、その内容について妥当性を確認し、必要に応じて検証する。 2・3 （略）	（契約申込みに伴う回答内容の確認） 第97条 本機関は、本機関が第72条第1項及び第82条第2項の規定により特定系統連系希望者又は国に回答を行った案件について、一般送配電事業者たる会員が特定系統連系希望者から契約申込みを受けた場合において、その申込みに対する検討結果が同項の回答と異なるときは、送配電等業務指針で定めるところにより、検討結果の提出を受け、その内容について妥当性を確認し、必要に応じて検証する。 2・3 （略）
（一般送配電事業者たる会員への計画の送付） 第108条 本機関は、前条第1項第1号、第2号又は第5号に定める計画（当該計画を変更する計画を含む。）の提出を受けた場合には、<u>関連</u>する一般送配電事業者たる会員に対し、当該計画を送付する。 （新設）	（一般送配電事業者たる会員への計画の送付等） 第108条 本機関は、前条第1項第1号、第2号又は第5号に定める計画（当該計画を変更する計画を含む。）の提出を受けた場合には、<u>関係</u>する一般送配電事業者たる会員に対し、当該計画を送付する。 2 本機関は、前条第1項第3号に定める計画（当該計画を変更する計画を含む。）及び第133条の規定により算出した連系統の空容量をもとに、週間、翌日及び当日における広域予備率を算出し公表するとともに、関係する一般送配電事業者たる会員に通知する。
（新設）	（需給ひっ迫又は需給ひっ迫のおそれが見込まれる場合の対応） 第123条の3 本機関は、需給がひっ迫する、又は需給がひっ迫するおそれがある状況が継続することが見込まれるときは、別表9-1により対応態勢を発令するとともに対応組織を置くことができる。 2 第175条第2項から第7項までの規定は、前項の場合に準用する。

変 更 前（変更点に <u>下線</u> ）	変 更 後（変更点に <u>下線</u> ）									
（新設）	別表 9－1 需給ひっ迫時の対応態勢及び対応組織 <table><tr><th>情勢</th><th>対応態勢</th><th>対応組織</th></tr><tr><td>次に定める事態が生じ、本機関の事務局に置く部等を横断して対応することが必要な場合 1. 複数の一般送配電事業者たる会員の供給区域において、需給がひっ迫する、又は需給がひっ迫するおそれがある状況が継続することが見込まれるとき 2. その他需給がひっ迫するおそれがある状況が継続することが見込まれるとき</td><td>警戒態勢 （発令者：総務部を管掌する理事）</td><td>需給ひっ迫警戒本部 （本部長：総務部を管掌する理事）</td></tr><tr><td>次に定める事態が生じ、本機関の事務局に置く部等を横断して対応することが必要な場合 1. 連系線のうち交流送電線で接続される複数の一般送配電事業者たる会員の供給区域での広域的な予備率が、別に定める値を継続的に下回ることが見込まれるとき 2. その他需給がひっ迫する状況が継続することが見込まれるとき</td><td>非常態勢 （発令者：理事長）</td><td>需給ひっ迫非常対応本部 （本部長：理事長）</td></tr></table>	情勢	対応態勢	対応組織	次に定める事態が生じ、本機関の事務局に置く部等を横断して対応することが必要な場合 1. 複数の一般送配電事業者たる会員の供給区域において、需給がひっ迫する、又は需給がひっ迫するおそれがある状況が継続することが見込まれるとき 2. その他需給がひっ迫するおそれがある状況が継続することが見込まれるとき	警戒態勢 （発令者：総務部を管掌する理事）	需給ひっ迫警戒本部 （本部長：総務部を管掌する理事）	次に定める事態が生じ、本機関の事務局に置く部等を横断して対応することが必要な場合 1. 連系線のうち交流送電線で接続される複数の一般送配電事業者たる会員の供給区域での広域的な予備率が、別に定める値を継続的に下回ることが見込まれるとき 2. その他需給がひっ迫する状況が継続することが見込まれるとき	非常態勢 （発令者：理事長）	需給ひっ迫非常対応本部 （本部長：理事長）
情勢	対応態勢	対応組織								
次に定める事態が生じ、本機関の事務局に置く部等を横断して対応することが必要な場合 1. 複数の一般送配電事業者たる会員の供給区域において、需給がひっ迫する、又は需給がひっ迫するおそれがある状況が継続することが見込まれるとき 2. その他需給がひっ迫するおそれがある状況が継続することが見込まれるとき	警戒態勢 （発令者：総務部を管掌する理事）	需給ひっ迫警戒本部 （本部長：総務部を管掌する理事）								
次に定める事態が生じ、本機関の事務局に置く部等を横断して対応することが必要な場合 1. 連系線のうち交流送電線で接続される複数の一般送配電事業者たる会員の供給区域での広域的な予備率が、別に定める値を継続的に下回ることが見込まれるとき 2. その他需給がひっ迫する状況が継続することが見込まれるとき	非常態勢 （発令者：理事長）	需給ひっ迫非常対応本部 （本部長：理事長）								
附則（令和2年3月30日） （経過措置対象電源に関する容量確保契約金額の算出） 第7条 本機関は、容量確保契約金額の算出に当たり、2010年度末以前に建設された次の各号に掲げる電源（以下「経過措置対象電源」という。）に関しては、別表1に掲げる算出式に基づき算出した金額を容量確保契約金額とする。 一・二 （略） 2 別表1の控除率は、容量オークションの実施年度ごとに定率で減少するものとし、2030年度を実需給年度とする容量オークションの実施時に廃止する。	附則（令和2年3月30日） （経過措置対象電源に関する容量確保契約金額の算出） 第7条 本機関は、2024年度を実需給年度とする容量確保契約金額の算出に当たり、2010年度末以前に建設された次の各号に掲げる電源（以下「経過措置対象電源」という。）に関しては、別表1に掲げる算出式に基づき算出した金額を容量確保契約金額とする。 一・二 （略） （削る）									
（新設）	附則（令和 年 月 日） （施行期日） 第1条 本規程は、令和3年7月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行する。 2 前項の規定にかかわらず、第108条及び附則第3条の規定は、令和4年4月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行する。 （容量確保契約金額の算出に関する経過措置） 第2条 本機関は、2025年度以降を実需給年度とする容量確保契約金額の算出に当たり、当該実需									

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
	給年度の容量オークションの募集要綱に別に定める電源等については、当該実需給年度の容量オークションの募集要綱に定める方法により算出した金額を容量確保契約金額とする。 <u>(一般送配電事業者たる会員への補正料金算定インデックスの通知等)</u> 第3条 本機関は、2023年度までの間、第107条第1項第3号に定める計画（当該計画を変更する計画を含む。）及び第133条の規定により算出した連系統の空容量をもとに、当日における需給ひっ迫時の補正インバランス料金を算定するための指標である補正料金算定インデックスを算出し公表するとともに、関係する一般送配電事業者たる会員に通知する。

業務規程の変更の認可を申請するまでの経過の概要

業務規程の変更の認可を申請するまでの経過の概要は、以下のとおり。

時期	経過の概要
令和3年4月7日 ～ 令和3年4月27日	・本変更案（別紙1。ただし、容量市場関係の変更案は除く。）が会員その他の事業者の事業活動に重大な影響を及ぼす事項であることから、業務規程第6条第1項の規定により、会員その他の事業者の意見聴取を実施。 ・意見は0件（令和3年5月11日、意見聴取結果を本機関ウェブサイト上にて公表。）。
令和3年4月16日	・経済産業大臣が現行の業務規程の変更を認可。
令和3年4月28日 ～ 令和3年5月14日	・本変更案（別紙1のうち、容量市場関係の変更案）が会員その他の事業者の事業活動に重大な影響を及ぼす事項であることから、業務規程第6条第1項の規定により、会員その他の事業者の意見聴取を実施。 ・意見は0件（令和3年5月17日、意見聴取結果を本機関ウェブサイト上にて公表。）。
令和3年5月13日	・2021年度第1回評議員会により、本変更案（別紙1。ただし、容量市場関係の変更案は除く。）を議決。
令和3年5月20日	・2021年度第2回評議員会により、本変更案（別紙1のうち、容量市場関係の変更案）を議決。
令和3年5月20日	・第297回理事会において、本変更案（別紙1）を議決。
令和3年6月8日	・第12回通常総会において、本変更案（別紙1）を議決。

経済産業省

20210608資第34号

令和3年6月10日

電力・ガス取引監視等委員会委員長 殿

経済産業大臣

広域的運営推進機関の送配電等業務指針の変更の認可について

電気事業法（昭和39年法律第170号）第66条の11第1項第5号の規定に基づき、別添の申請に係る同法第28条の46第1項後段に規定する送配電等業務指針の変更の認可について、貴委員会の意見を求めます。

様式第13（第14条関係）

送配電等業務指針変更認可申請書

令和3年6月8日

経済産業大臣殿

電力広域的運営推進機関

理事長 大

住 所 東京都港区新橋6-2-15

電気事業法第28条の46第1項後段の規定に基づき、送配電等業務指針の変更の認可を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 変更しようとする内容
別紙1のとおり。
- 2 変更しようとする年月日
 - (1) 令和3年7月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日。
 - (2) (1)にかかわらず、別表8-1、別表8-2、別表8-3及び別表8-4は、
令和4年4月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日。
- 3 変更しようとする理由
洋上風力発電の新たな系統確保スキームの導入等に対応するため。
- 4 送配電等業務指針の変更の認可を申請するまでの経過の概要
別紙2のとおり。



電力広域的運営推進機関 送配電等業務指針 新旧対照表

変 更 前 (変更点に下線)

平成 2 7 年 4 月 2 8 日施行
令和 3 年 4 月 1 6 日変更

送配電等業務指針

電力広域的運営推進機関

変 更 後 (変更点に下線)

平成 2 7 年 4 月 2 8 日施行
令和 年 月 日変更

送配電等業務指針

電力広域的運営推進機関

変 更 前 (変更点の下線)	変 更 後 (変更点の下線)
(変更履歴) 平成27年4月28日施行 平成27年8月31日変更 平成28年4月1日変更 平成28年7月11日変更 平成28年10月18日変更 平成29年4月1日変更 平成29年9月6日変更 平成30年6月29日変更 平成30年10月1日変更 平成31年4月1日変更 令和元年7月1日変更 令和元年12月11日変更 令和2年2月1日変更 令和2年3月30日変更 令和2年4月1日変更 令和2年7月8日変更 令和2年10月1日変更 令和3年4月1日変更	(変更履歴) 平成27年4月28日施行 平成27年8月31日変更 平成28年4月1日変更 平成28年7月11日変更 平成28年10月18日変更 平成29年4月1日変更 平成29年9月6日変更 平成30年6月29日変更 平成30年10月1日変更 平成31年4月1日変更 令和元年7月1日変更 令和元年12月11日変更 令和2年2月1日変更 令和2年3月30日変更 令和2年4月1日変更 令和2年7月8日変更 令和2年10月1日変更 令和3年4月1日変更 <u>令和3年4月16日変更</u>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
(発電設備等に関する契約申込みの受付) 第 8 8 条 一般送配電事業者は、発電設備等に関する契約申込みの申込書類を受領した場合には、<u>申込書類に必要事項が記載されていること及び第 8 8 条の 2 に定める保証金が入金されていること(ただし、保証金を要しない場合は除く。)</u>を確認の上、契約申込みを受け付ける。ただし、申込書類に不備がある場合には、申込書類の修正を求め、不備がないことを確認した上で契約申込みの受付を行う。 (新設) (新設) 2 ～ 4 (略)	(発電設備等に関する契約申込みの受付) 第 8 8 条 一般送配電事業者は、発電設備等に関する契約申込みの申込書類を受領した場合には、<u>次の各号の区分に応じ、次の各号に掲げる内容を確認の上、契約申込みを受け付ける。ただし、申込書類に不備がある場合には、申込書類の修正を求め、不備がないことを確認した上で契約申込みの受付を行う。</u> 一 <u>系統連系希望者(選定事業者(再エネ海域利用法第 1 3 条第 2 項第 1 0 号に規定する選定事業者をいう。以下同じ。))を除く。)</u>が送電系統への連系等を希望する場合 <u>申込書類に必要事項が記載されていること及び第 8 8 条の 2 に定める保証金が入金されていること(保証金を要しない場合は除く。)</u>。 二 <u>選定事業者が送電系統への連系等を希望する場合</u> <u>申込書類に必要事項が記載されていること、第 8 8 条の 2 に定める保証金が入金されていること(保証金を要しない場合は除く。)</u> <u>及び第 1 1 1 条第 3 項の規定により接続検討の検討料の額を通知したときは、当該検討料が入金されていること。</u> 2 ～ 4 (略)
(接続検討の申込みを行っていない場合等の取扱い) 第 8 9 条 (略) 一 ～ 五 (略) 六 接続検討の回答日から 1 年を経過した場合 七 (略) 2 ・ 3 (略)	(接続検討の申込みを行っていない場合等の取扱い) 第 8 9 条 (略) 一 ～ 五 (略) 六 接続検討の回答日から 1 年を経過した場合 <u>(ただし、選定事業者による契約申込みについては、この限りでない。)</u> 七 (略) 2 ・ 3 (略)
(暫定的な容量確保の特例) 第 9 3 条 (略) 一 本機関から業務規程第 6 4 条の通知を受けた場合 当該通知の内容 二 (略)	(暫定的な容量確保の特例) 第 9 3 条 (略) 一 本機関から業務規程第 6 4 条の通知を受けた場合 <u>及び第 6 8 条の 2 第 1 項の要請による同条第 3 項の通知を受けた場合</u> 当該通知の内容 二 (略)
(送電系統の容量確保の取消し) 第 9 4 条 (略) 一 ～ 四 (略) (新設) 五 (略)	(送電系統の容量確保の取消し) 第 9 4 条 (略) 一 ～ 四 (略) 五 <u>業務規程第 6 8 条の 2 第 2 項の要請による同条第 3 項の通知を受けた場合</u> 六 (略)
(発電設備等に関する契約申込みに対する検討結果が接続検討の回答と異なる場合の取扱い) 第 9 9 条 (略) 2 前項の案件が、本機関が特定系統連系希望者に対して接続検討の回答を行った案件である場合には、一般送配電事業者は、本機関に対し、特定系統連系希望者への回答に先立ち、発電設備等に関する契約申込みに対する検討結果を提出するとともに、検討結果に差異が生じた理由を説明する。ただし、検討結果の差異が工事費負担金の増加、工期の長期化及び特定系統連系希望者側の設備対策の追加のいずれも伴わない軽微なものである場合は、特定系統連系希望者に対する回答後、本機関に対し、差異の概要を記載した書面を提出すれば足りるものとする。 3 ・ 4 (略)	(発電設備等に関する契約申込みに対する検討結果が接続検討の回答と異なる場合の取扱い) 第 9 9 条 (略) 2 前項の案件が、本機関が特定系統連系希望者又は国に対して接続検討の回答を行った案件である場合には、一般送配電事業者は、本機関に対し、特定系統連系希望者への回答に先立ち、発電設備等に関する契約申込みに対する検討結果を提出するとともに、検討結果に差異が生じた理由を説明する。ただし、検討結果の差異が工事費負担金の増加、工期の長期化及び特定系統連系希望者側の設備対策の追加のいずれも伴わない軽微なものである場合は、特定系統連系希望者に対する回答後、本機関に対し、差異の概要を記載した書面を提出すれば足りるものとする。 3 ・ 4 (略)
(本機関が受け付けた接続検討に関する検討料の通知等)	(本機関が受け付けた接続検討に関する検討料の通知等)

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
第 1 1 1 条 (略) 2 (略) (新設)	第 1 1 1 条 (略) 2 (略) 3 <u>一般送配電事業者は、本機関から業務規程第 7 1 条第 2 項第 2 号の場合における同項の規定による依頼を受けた場合において、選定事業者が選定されたときは、選定事業者に対し、第 8 3 条第 1 項に規定する検討料を不要とする場合を除き、接続検討の検討料の額を通知するとともに、検討料の支払いに必要となる書類を送付する。</u>
(本機関が受け付けた接続検討) 第 1 1 2 条 一般送配電事業者は、本機関が受け付けた接続検討に関して業務規程第 7 1 条第 2 項、業務規程第 8 1 条第 2 項及び業務規程第 8 2 条第 2 項の規定による依頼を受けた場合は、接続検討を行い、本機関から特定系統連系希望者への回答予定日の 7 営業日前までに、本機関へ検討結果を提出しなければならない。 2・3 (略)	(本機関が受け付けた接続検討) 第 1 1 2 条 一般送配電事業者は、本機関が受け付けた接続検討に関して業務規程第 7 1 条第 2 項、第 8 1 条第 2 項及び第 8 2 条第 2 項の規定による依頼を受けた場合は、接続検討を行い、本機関から特定系統連系希望者又は国への回答予定日の 7 営業日前までに、本機関へ検討結果を提出しなければならない。 2・3 (略)
(電源接続案件一括検討プロセスの開始) 第 1 2 0 条の 4 (略) 一～五 (略) (新設) 2・3 (略)	(電源接続案件一括検討プロセスの開始) 第 1 2 0 条の 4 (略) 一～五 (略) 六 <u>一般送配電事業者が、業務規程第 6 8 条の 2 第 1 項の要請による同条第 3 項の通知により送電系統に暫定的に確保した容量が既存の連系可能量を超過すると判断した場合</u> 2・3 (略)
(電源接続案件一括検討プロセスにおける接続検討の申込みに対する検討) 第 1 2 2 条の 3 一般送配電事業者は、電源接続案件一括検討プロセスにおいて本機関及び一般送配電事業者が受け付けた全ての接続検討の申込内容を前提に、接続検討の回答に必要な事項について検討を実施する。 2 (略)	(電源接続案件一括検討プロセスにおける接続検討の申込みに対する検討) 第 1 2 2 条の 3 一般送配電事業者は、電源接続案件一括検討プロセスにおいて本機関及び一般送配電事業者が受け付けた全ての接続検討の申込内容並びに業務規程第 6 8 条第 1 項に規定する国からの要請による接続検討の内容を前提に、接続検討の回答に必要な事項について検討を実施する。 2 (略)
(電源接続案件一括検討プロセスにおける接続検討の回答) 第 1 2 2 条の 4 (略) 2 <u>一般送配電事業者は、前項の回答時に系統連系希望者に対し、第 1 2 2 条の 9 に定める保証金の支払いに必要となる書類を送付する。</u>	(電源接続案件一括検討プロセスにおける接続検討の回答) 第 1 2 2 条の 4 (略) (削る)
(電源接続案件一括検討プロセスの保証金) 第 1 2 2 条の 9 (新設) 1 <u>系統連系希望者は、第 1 2 2 条の 7 の規定により再接続検討を申込み場合は、業務規程第 8 2 条の 2 に定める算定方法に応じた保証金を、速やかに支払い、保証金の支払後、一般送配電事業者はその旨を通知しなければならない。ただし、保証金を要しない場合は除く。</u> (新設) (新設) 2・3 (略)	(電源接続案件一括検討プロセスの保証金) 第 1 2 2 条の 9 <u>一般送配電事業者は、次の各号に掲げる場合には、系統連系希望者に対し、業務規程第 8 2 条の 2 に定める算定方法に応じた保証金の支払いに必要となる書類を送付する。</u> <u>一 第 1 2 2 条の 4 の規定により系統連系希望者（選定事業者を除く。）に対して回答をする場合</u> <u>二 選定事業者が選定された場合</u> 2 <u>次の各号に掲げる者は、前項の書類を受領した後に当該各号に定める申込みを行う場合には、速やかに保証金を支払い、保証金の支払後、一般送配電事業者はその旨を通知しなければならない。ただし、保証金を要しない場合は除く。</u> <u>一 系統連系希望者（選定事業者を除く。） 第 1 2 2 条の 7 の規定による再接続検討の申込みを行う場合</u> <u>二 選定事業者 第 1 2 3 条の規定による契約申込みを行う場合</u> 3・4 (略)
(電源接続案件一括検討プロセスにおける再接続検討の申込みに対する検討)	(電源接続案件一括検討プロセスにおける再接続検討の申込みに対する検討)

変 更 前（変更点の下線）						変 更 後（変更点の下線）					
第122条の10 一般送配電事業者は、本機関及び一般送配電事業者が受け付けた全ての再接続検討の申込内容を前提に、再接続検討の回答に必要となる事項について検討を行う。						第122条の10 一般送配電事業者は、本機関及び一般送配電事業者が受け付けた全ての再接続検討の申込内容並びに業務規程第68条第1項に規定する国からの要請による接続検討の内容を前提に、再接続検討の回答に必要となる事項について検討を行う。					
2 （略）						2 （略）					
3 再接続検討における系統連系希望者の工事費負担金の額は、電源接続案件一括検討プロセスの手続等にしたがって算出する。						3 再接続検討における工事費負担金の額は、電源接続案件一括検討プロセスの手続等にしたがって算出する。					
（電源接続案件一括検討プロセスにおける契約申込みの受付）						（電源接続案件一括検討プロセスにおける契約申込みの受付）					
第123条の2 一般送配電事業者は、前条の電源接続案件一括検討プロセスにおける契約申込みの申込書類を受領した場合には、 <u>申込書類に必要事項が記載されていること及び第123条の9の規定により電源接続案件一括検討プロセスにおける手続の一部を省略したときは、第88条の2に規定する保証金を要しない場合を除き、当該保証金が入金されていること</u> を確認の上、契約申込みを受け付ける。ただし、申込書類に不備がある場合には、申込書類の修正を求め、不備がないことを確認した上で契約申込みの受付を行う。						第123条の2 一般送配電事業者は、前条の電源接続案件一括検討プロセスにおける契約申込みの申込書類を受領した場合には、 <u>次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げる内容を確認の上、契約申込みを受け付ける。ただし、申込書類に不備がある場合には、申込書類の修正を求め、不備がないことを確認した上で契約申込みの受付を行う。</u>					
（新設）						一 系統連系希望者（選定事業者を除く。）が送電系統への連系等を希望する場合 申込書類に必要事項が記載されていること及び第123条の9の規定により電源接続案件一括検討プロセスにおける手続の一部を省略したときは、第88条の2に規定する保証金を要しない場合を除き、当該保証金が入金されていること。 二 選定事業者が送電系統への連系等を希望する場合 申込書類に必要事項が記載されていること、第122条の9に定める保証金が入金されていること（保証金が不要な場合を除く。）及び第111条第3項の規定により接続検討の検討料の額を通知したときは、当該検討料が入金されていること。					
（新設）						2～4 （略）					
2～4 （略）						2～4 （略）					
（本機関の系統アクセス業務等への協力）						（本機関の系統アクセス業務等への協力）					
第136条 一般送配電事業者その他の電気供給事業者は、業務規程第103条及び第90条の規定により、本機関から系統アクセス業務に係る情報提供その他の協力を求められた場合には、これに応じなければならない。						第136条 一般送配電事業者その他の電気供給事業者は、業務規程第103条の規定により、本機関から系統アクセス業務に係る情報提供その他の協力を求められた場合には、これに応じなければならない。					
2 （略）						2 （略）					
別表8-1 需要調達計画等の提出						別表8-1 需要調達計画等の提出					
提出する計画	年間計画 （第1～第2年度）	月間計画 （翌月、翌々月）	週間計画 （翌週、翌々週）	翌日計画	当日計画 （※1）	提出する計画	年間計画 （第1～第2年度）	月間計画 （翌月、翌々月）	週間計画 （翌週、翌々週）	翌日計画	当日計画 （※1）
提出期限	毎年 10月末日	、 毎月1日	<u>毎週火曜日</u>	毎日 午前12時 （※2）	30分ごとの実需給の開始時刻の1時間前	提出期限	毎年 10月末日	毎月1日	<u>毎週水曜日午前10時</u>	毎日 午前12時 （※2）	30分ごとの実需給の開始時刻の1時間前
提出内容	各月平休日別の需要電力の最大値及び最小値	各週平休日別の需要電力の最大値及び最小値	<u>日別の需要電力の最大値と予想時刻及び最小値と予想時刻</u>	30分ごとの需要電力量	30分ごとの需要電力量	提出内容	各月平休日別の需要電力の最大値及び最小値	各週平休日別の需要電力の最大値及び最小値	<u>本機関が指定する2点の時刻の日別の需要電力</u>	30分ごとの需要電力量	30分ごとの需要電力量

変 更 前 (変更点に下線)						変 更 後 (変更点に下線)							
	調達計画	各月平休日別の需要電力の最大値及び最小値発生時の調達分の計画値	各週平休日別の需要電力の最大値及び最小値発生時の調達分の計画値	日別の需要電力の最大値及び最小値発生時の <u>調達分の計画値と予想時刻</u>	30分ごとの調達分の計画値	30分ごとの調達分の計画値		調達計画	各月平休日別の需要電力の最大値及び最小値発生時の調達分の計画値	各週平休日別の需要電力の最大値及び最小値発生時の調達分の計画値	本機関が指定する2点の時刻の日別の <u>調達分の計画値</u>	30分ごとの調達分の計画値	30分ごとの調達分の計画値
	販売計画	各月平休日別の需要電力の最大値及び最小値発生時の販売分の計画値	各週平休日別の需要電力の最大値及び最小値発生時の販売分の計画値	日別の需要電力の最大値及び最小値発生時の <u>販売分の計画値と予想時刻</u>	30分ごとの販売分の計画値	30分ごとの販売分の計画値		販売計画	各月平休日別の需要電力の最大値及び最小値発生時の販売分の計画値	各週平休日別の需要電力の最大値及び最小値発生時の販売分の計画値	本機関が指定する2点の時刻の日別の <u>販売分の計画値</u>	30分ごとの販売分の計画値	30分ごとの販売分の計画値
(※1) 翌日計画に変更が生じた場合に提出する													
(※2) 提出日が休業日の場合も含む。													
別表8－2 発電販売計画等の提出													
提出する計画		年間計画 (第1～第2年度)	月間計画 (翌月、翌々月)	週間計画 (翌週、翌々週)	翌日計画	当日計画 (※1)	提出する計画		年間計画 (第1～第2年度)	月間計画 (翌月、翌々月)	週間計画 (翌週、翌々週)	翌日計画	当日計画 (※1)
提出期限		毎年 10月末日	毎月1日	<u>毎週火曜日</u>	毎日 午前12時 (※2)	原則、30分ごとの実需給の開始時刻の1時間前	提出期限		毎年 10月末日	毎月1日	<u>毎週水曜日午前10時</u>	毎日 午前12時 (※2)	原則、30分ごとの実需給の開始時刻の1時間前
提出内容	発電計画	各月平休日別の販売計画の最大値及び最小値発生時の供給電力	各週平休日別の販売計画の最大値及び最小値発生時の供給電力	日別の販売計画の最大値及び最小値発生時の <u>供給電力と予想時刻</u>	30分ごとの供給電力量	30分ごとの供給電力量	提出内容	発電計画	各月平休日別の販売計画の最大値及び最小値発生時の供給電力	各週平休日別の販売計画の最大値及び最小値発生時の供給電力	本機関が指定する2点の時刻の日別の <u>供給電力</u>	30分ごとの供給電力量	30分ごとの供給電力量
	販売計画	各月平休日別の販売電力の最大値及び最小値	各週平休日別の販売電力の最大値及び最小値	日別の販売電力の最大値及び最小値と <u>予想時刻</u>	30分ごとの販売分の計画値	30分ごとの販売分の計画値		販売計画	各月平休日別の販売電力の最大値及び最小値	各週平休日別の販売電力の最大値及び最小値	本機関が指定する2点の時刻の日別の <u>販売電力</u>	30分ごとの販売分の計画値	30分ごとの販売分の計画値
	調達計画	各月平休日別の販売計画の最大値及び最小値発生時の調達分の計画値	各週平休日別の販売計画の最大値及び最小値発生時の調達分の計画値	日別の販売計画の最大値及び最小値発生時の <u>調達分の計画値と予想時刻</u>	30分ごとの調達分の計画値	30分ごとの調達分の計画値		調達計画	各月平休日別の販売計画の最大値及び最小値発生時の調達分の計画値	各週平休日別の販売計画の最大値及び最小値発生時の調達分の計画値	本機関が指定する2点の時刻の日別の <u>調達分の計画値</u>	30分ごとの調達分の計画値	30分ごとの調達分の計画値
(※1) 翌日計画に変更が生じた場合に提出する。													
(※2) 提出日が休業日の場合も含む。													
別表8－3 需要抑制計画等の提出													
提出する計画		年間計画 (第1～第2年度)	月間計画 (翌月、翌々月)	週間計画 (翌週、翌々週)	翌日計画	当日計画 (※1)	提出する計画		年間計画 (第1～第2年度)	月間計画 (翌月、翌々月)	週間計画 (翌週、翌々週)	翌日計画	当日計画 (※1)

変 更 前 (変更点に下線)						変 更 後 (変更点に下線)					
提出期限	毎年 10月末日	毎月1日	毎週火曜日	毎日 午前12時 (※2)	原則、30分ごとの実需給の開始時刻の1時間前	提出期限	毎年 10月末日	毎月1日	毎週水曜日午前 10時	毎日 午前12時 (※2)	原則、30分ごとの実需給の開始時刻の1時間前
提出内容	需要抑制計画	各月平休日別の需要抑制計画の最大値及び最小値発生時の需要抑制電力	各週平休日別の需要抑制計画の最大値及び最小値発生時の需要抑制電力	日別の需要抑制計画の最大値及び最小値発生時の需要抑制電力と予想時刻	30分ごとの需要抑制電力量	需要抑制計画	各月平休日別の需要抑制計画の最大値及び最小値発生時の需要抑制電力	各週平休日別の需要抑制計画の最大値及び最小値発生時の需要抑制電力	本機関が指定する2点の時刻の日別の需要抑制電力	30分ごとの需要抑制電力量	30分ごとの需要抑制電力量
	販売計画	各月平休日別の販売電力の最大値及び最小値	各週平休日別の販売電力の最大値及び最小値	日別の販売電力の最大値及び最小値と予想時刻	30分ごとの販売分の計画値	販売計画	各月平休日別の販売電力の最大値及び最小値	各週平休日別の販売電力の最大値及び最小値	本機関が指定する2点の時刻の日別の販売電力	30分ごとの販売分の計画値	30分ごとの販売分の計画値
	調達計画	各月平休日別の販売計画の最大値及び最小値発生時の調達分の計画値	各週平休日別の販売計画の最大値及び最小値発生時の調達分の計画値	日別の販売計画の最大値及び最小値発生時の調達分の計画値と予想時刻	30分ごとの調達分の計画値	調達計画	各月平休日別の販売計画の最大値及び最小値発生時の調達分の計画値	各週平休日別の販売計画の最大値及び最小値発生時の調達分の計画値	本機関が指定する2点の時刻の日別の調達分の計画値	30分ごとの調達分の計画値	30分ごとの調達分の計画値
	ベースライン	—	—	—	30分ごとの計画値	ベースライン	—	—	—	30分ごとの計画値	30分ごとの計画値

(※1) 翌日計画に変更が生じた場合に提出する。

(※2) 提出日が休業日の場合も含む。

(※1) 翌日計画に変更が生じた場合に提出する。

(※2) 提出日が休業日の場合も含む。

別表8-4 供給区域の需要及び供給力並びに調整力に関する計画の提出						別表8-4 供給区域の需要及び供給力並びに調整力に関する計画の提出					
提出する計画	年間計画 (第1～第2年度)	月間計画 (翌月、翌々月)	週間計画 (翌週、翌々週)	翌日計画	当日計画	提出する計画	年間計画 (第1～第2年度)	月間計画 (翌月、翌々月)	週間計画 (翌週、翌々週)	翌日計画	当日計画
提出期限	毎年 3月25日	毎月25日	毎週木曜日	毎日 17時30分 (※)	随時	提出期限	毎年 3月25日	毎月25日	毎週木曜日	毎日 17時30分 (※)	30分ごとの実需給の開始時刻の1時間前
提出内容	供給区域需要電力	各月平休日別の需要電力の最大値及び最小値	各週平休日別の需要電力の最大値及び最小値	日別の需要電力の最大値と予想時刻及び最小値と予想時刻	翌日の30分毎の需要電力量	供給区域需要電力	各月平休日別の需要電力の最大値及び最小値	各週平休日別の需要電力の最大値及び最小値	本機関が指定する2点の時刻の日別の需要電力	翌日の30分ごとの需要電力量	当日の30分ごとの需要電力量
	供給区域供給電力	需要電力に対する供給電力	需要電力に対する供給電力	需要電力に対する供給電力	需要電力に対する供給電力	供給区域供給電力	需要電力に対する供給電力	需要電力に対する供給電力	需要電力に対する供給電力	需要電力に対する供給電力	需要電力に対する供給電力

変 更 前 (変更点到下線)							変 更 後 (変更点到下線)						
供給 区域 予備力	需要電力に對する 予備力	需要電力に對する 予備力	需要電力に對する 予備力	需要電力に對する 予備力	需要電力に對する 予備力	需要電力に對する 予備力	供給 区域 予備力	需要電力に對する 予備力	需要電力に對する 予備力	需要電力に對する 予備力	需要電力に對する 予備力	需要電力に對する 予備力	需要電力に對する 予備力
供給 区域 調整力	—	需要電力に對する調整力必要量(上げ)、調整力確保量(上げ)及び調整力確保量(下げ)	需要電力に對する調整力必要量(上げ)、調整力確保量(上げ)及び調整力確保量(下げ)	需要電力に對する調整力必要量(上げ)、調整力確保量(上げ)及び調整力確保量(下げ)	需要電力に對する調整力必要量(上げ)、調整力確保量(上げ)及び調整力確保量(下げ)	需要電力に對する調整力必要量(上げ)、調整力確保量(上げ)及び調整力確保量(下げ)	供給 区域 調整力	—	需要電力に對する調整力必要量(上げ)、調整力確保量(上げ)及び調整力確保量(下げ)	需要電力に對する調整力必要量(上げ)、調整力確保量(上げ)及び調整力確保量(下げ)	需要電力に對する調整力必要量(上げ)、調整力確保量(上げ)及び調整力確保量(下げ)	需要電力に對する調整力必要量(上げ)、調整力確保量(上げ)及び調整力確保量(下げ)	需要電力に對する調整力必要量(上げ)、調整力確保量(上げ)及び調整力確保量(下げ)
(※) 提出日が休業日の場合も含む。							(※) 提出日が休業日の場合も含む。						
(新設)							附則(令和 年 月 日) (施行期日) 第1条 本指針は、令和3年7月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行する。 2 前項の規定にかかわらず、別表8-1、別表8-2、別表8-3及び別表8-4は、令和4年4月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行する。						

送配電等業務指針の変更の認可を申請するまでの経過の概要

送配電等業務指針の変更の認可を申請するまでの経過の概要は、以下のとおり。

時期	経過の概要
令和 3 年 4 月 7 日 ～ 令和 3 年 4 月 27 日	・業務規程第 178 条第 2 項の規定により、本変更案（別紙 1。以下同じ。）に対する会員その他の事業者の意見聴取を実施。 ・意見は 1 件（令和 3 年 5 月 11 日、意見聴取結果を本機関ウェブサイト上にて公表。）。
令和 3 年 4 月 16 日	・経済産業大臣が現行の送配電等業務指針の変更を認可。
令和 3 年 5 月 13 日	・2021 年度第 1 回評議員会により、本変更案を議決。
令和 3 年 5 月 20 日	・第 297 回理事会において、本変更案を議決。
令和 3 年 6 月 8 日	・第 12 回通常総会において、本変更案を報告。

(案)

経済産業省

20210611電委第2号
令和3年6月●日

経済産業大臣 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

広域的運営推進機関の業務規程の変更の認可について（回答）

令和3年6月10日付け20210608資第33号により貴職から当委員会に意見を求められた広域的運営推進機関の業務規程の変更の認可については、認可することに異存はありません。

(案)

経済産業省

20210611電委第3号

令和3年6月●日

経済産業大臣 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

広域的運営推進機関の送配電等業務指針の変更の認可について（回答）

令和3年6月10日付け20210608資第34号により貴職から当委員会に意見を求められた広域的運営推進機関の送配電等業務指針の変更の認可については、認可することに異存はありません。

業務規程及び送配電等業務指針
一部変更の概要について

〔 第 1 号議案及び
報告事項（1）補足資料 〕

電力広域的運営推進機関

- 洋上風力発電の新たな系統確保スキームの導入等に対応するため、業務規程及び送配電等業務指針を変更します。
- 主な変更のポイントは以下のとおりです。背景、変更内容等については、それぞれの変更に関するスライドにて説明します。なお、以下の変更以外に、技術的な規定の変更等も実施しております。
 1. 洋上風力発電の系統アクセスに関する規定の変更（業務規程、送配電等業務指針）【スライド2～5】
 - ・ 洋上風力発電の新たな系統確保スキームの導入に関する変更
 2. 広域予備率の運用開始に関する規定の変更（業務規程、送配電等業務指針）【スライド6～9】
 - ・ 広域予備率及び補正料金算定インデックスの運用開始に関する変更
 3. 需給調整市場拡大に関する規定の変更（送配電等業務指針）【スライド10～14】
 - ・ 需給調整市場三次①の開始に伴う各種計画等の提出時期に関する変更
 4. 需給ひっ迫時の対応に関する規定の変更（業務規程）【スライド15～18】
 - ・ 需給ひっ迫時の対応態勢及び対応組織に関する変更
 5. 容量市場における容量オークションに関する規定の変更（業務規程）【スライド19～23】
 - ・ 容量オークションの募集等に関する変更

1. 洋上風力発電の系統アクセスに関する規定の変更（業務規程、送配電等業務指針）【スライド2～5】
 - 洋上風力発電の新たな系統確保スキームの導入に関する変更
2. 広域予備率の運用開始に関する規定の変更（業務規程、送配電等業務指針）【スライド6～9】
 - 広域予備率及び補正料金算定インデックスの運用開始に関する変更
3. 需給調整市場拡大に関する規定の変更（送配電等業務指針）【スライド10～14】
 - 需給調整市場三次①の開始に伴う各種計画等の提出時期に関する変更
4. 需給ひっ迫時の対応に関する規定の変更（業務規程）【スライド15～18】
 - 需給ひっ迫時の対応態勢及び対応組織に関する変更
5. 容量市場における容量オークションに関する規定の変更（業務規程）【スライド19～23】
 - 容量オークションの募集等に関する変更

洋上風力発電の導入においては、現状、事業者が系統容量を確保し、別途、国による海域の占用許可が行われているところ、国の審議会（※¹）において、国が暫定的に系統容量を確保する新たなスキームが提案されている。

※1 総合資源エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会／電力・ガス事業分科会 再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会



- これに対応するため、国による送電系統の暫定容量確保に関するルールの整備が必要
- また、必要に応じて「電源接続案件一括検討プロセス（※²）」を開始する旨規定することが必要

※2 発電設備等を送電系統に連系等するにあたり、送電系統の容量が不足し増強工事が必要となる場合、近隣の案件も含めた対策を立案し、系統連系希望者で増強工事費を共同負担するプロセス（以下「一括検討プロセス」という）

- 海域占用と系統容量の確保を一体的に行うことができるようになるため、洋上風力の安定的な導入拡大を図ることができ、カーボンニュートラルの実現が図れる。
- 複数の事業者が同じ地域で重複して系統容量を確保するといったことがなくなるため、洋上風力以外の電源の新規参入も見込まれ、電気料金の低減、電力の安定供給が図れる。

[変更内容]

(送電系統の暫定容量確保及び接続検討)

- 広域機関は、国からの送電系統の暫定的な容量確保及び接続検討に関する要請の受付、並びに一般送配電事業者への容量確保に関する通知及び接続検討の依頼を行う旨規定
- 一般送配電事業者は、広域機関からの容量確保に関する通知等に基づき、送電系統の暫定的な容量確保及び接続検討を実施する等規定

(一括検討プロセス開始)

- 一般送配電事業者は、送電系統に暫定的に確保した容量が既存の連系可能量を超過すると判断した場合、一括検討プロセスを開始する旨規定

【業務規程第67条、第68条、第71条、第72条、第81条、第82条、第97条】<変更>

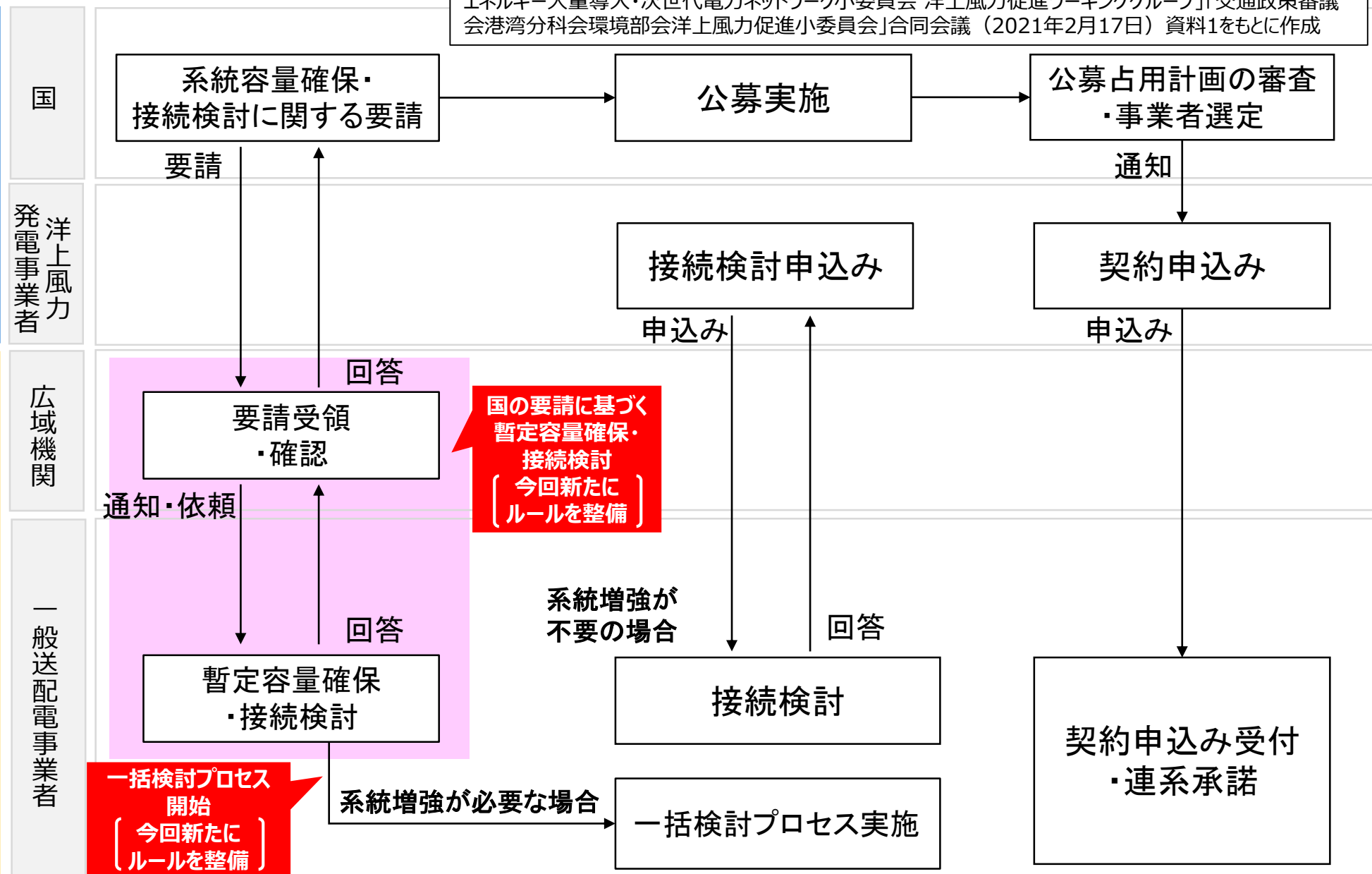
【業務規程第68条の2】<新設>

【送配電等業務指針第88条、第89条、第93条、第94条、第99条、第111条、
第112条、第120条の4、第122条の3、第122条の4、
第122条の9、第122条の10、第123条の2】<変更>

第7回「総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会／電力・ガス事業分科会 再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会 洋上風力促進ワーキンググループ」「交通政策審議会港湾分科会環境部会洋上風力促進小委員会」合同会議（2021年2月17日）資料1をもとに作成

洋上風力発電事業者公募

系統アクセス業務



1. 洋上風力発電の系統アクセスに関する規定の変更（業務規程、送配電等業務指針）【スライド2～5】
 - 洋上風力発電の新たな系統確保スキームの導入に関する変更
2. 広域予備率の運用開始に関する規定の変更（業務規程、送配電等業務指針）【スライド6～9】
 - 広域予備率及び補正料金算定インデックスの運用開始に関する変更
3. 需給調整市場拡大に関する規定の変更（送配電等業務指針）【スライド10～14】
 - 需給調整市場三次①の開始に伴う各種計画等の提出時期に関する変更
4. 需給ひっ迫時の対応に関する規定の変更（業務規程）【スライド15～18】
 - 需給ひっ迫時の対応態勢及び対応組織に関する変更
5. 容量市場における容量オークションに関する規定の変更（業務規程）【スライド19～23】
 - 容量オークションの募集等に関する変更

需給調整市場の拡大に伴い、調整力（※1）が広域的に調達・運用されていくため、現状の一般送配電事業者の供給区域毎の予備率（※2）ではなく、広域的な予備率を用いた運用を行うことが必要になる。また、2022年度以降の新たなインバランス料金制度では、需給ひっ迫時にインバランス料金を高くすることで需給の改善を促す仕組み（補正料金算定インデックスを用いたインバランス料金）が導入される。

※1 周波数制御、需給バランス調整を行うための発電設備等の能力

※2 調整力と調整力以外の発電機の発電余力を足したものの需要に対する割合



これらに対応するため、

- 広域機関が、広域予備率及び補正料金算定インデックスを算出し、公表することが必要
- また、広域予備率等の算出のため、電気事業者等に提出を求めている計画について、広域大で統一された時刻での計画の提出など、その提出内容について変更することが必要

- 広域的な予備率により調整力の調達・運用を行うことで、より効率的な調整力の調達や需給調整を行うことができ、電気料金の低減が図れる。
- 補正料金算定インデックスの導入により、需給ひっ迫時の需給バランスが改善されるため、電力の安定供給が図れる。

[変更内容]

(広域予備率及び補正料金算定インデックスの算出、通知及び公表)

- 広域機関は、週間、翌日及び当日における広域予備率を算出し、公表するとともに一般送配電事業者に通知する旨規定
- 広域機関は、当日における補正料金算定インデックスを算出し、公表するとともに一般送配電事業者に通知する旨規定

※ 2024年度目途で、補正料金算定インデックスは、各一般送配電事業者等の予備率（広域予備率）と一本化される予定。

（電力・ガス取引監視等委員会／制度設計専門会合(第44回) 令和元年12月17日)

(各種計画の提出内容及び期限の変更)

- 週間計画における電気事業者等の提出内容を「日別の需要電力等の最大値と予想時刻及び最小値と予想時刻」から「広域機関が指定する2点の時刻の需要電力等」に変更する旨規定
- 当日計画における一般送配電事業者の計画提出期限を「随時」から「30分ごとの実需給の開始時刻の1時間前」に変更する旨規定

上記は、令和4年4月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行する旨規定

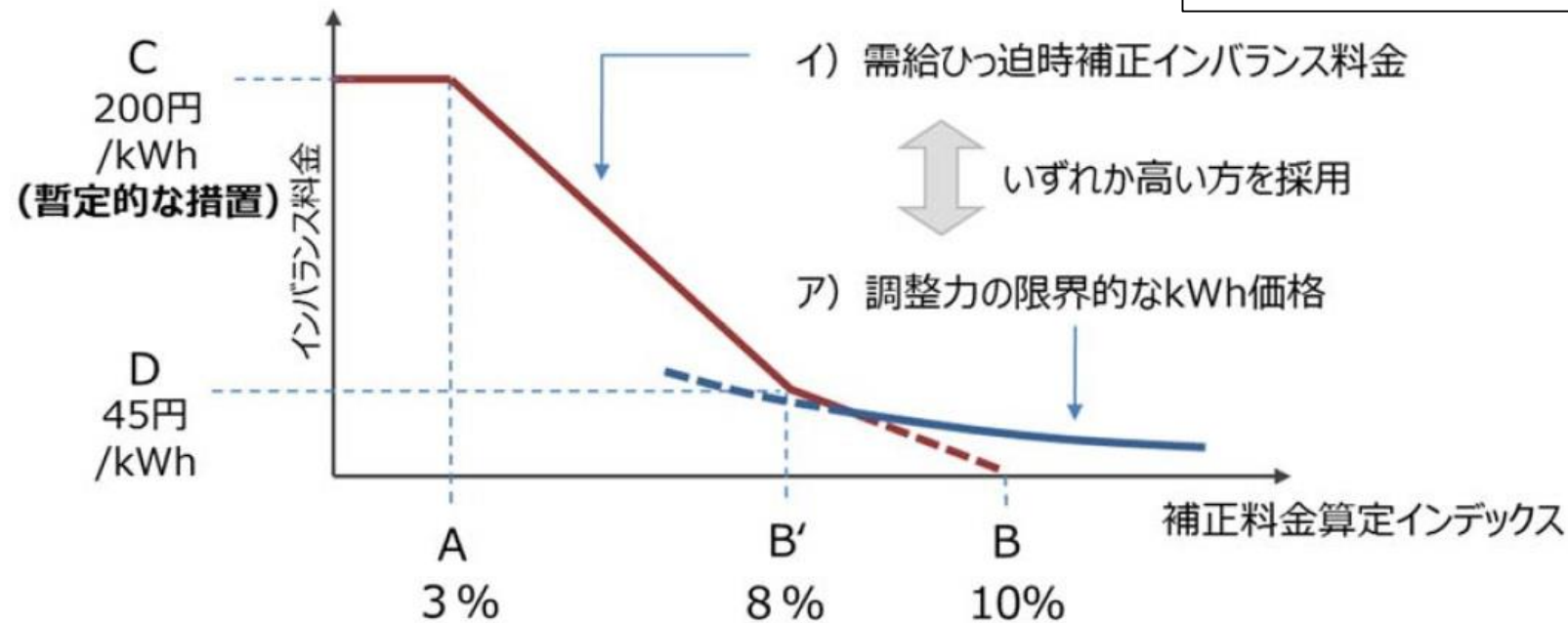
【業務規程第108条】＜変更＞

【業務規程附則（令和 年 月 日）第1条第2項、第3条】＜新設＞

【送配電等業務指針別表8－1～別表8－4】＜変更＞

【送配電等業務指針附則（令和 年 月 日）第1条第2項】＜新設＞

第44回制度設計専門会合
(2019年12月17日) 資料3-2より抜粋



- A : これ以上「補正料金算定インデックス」を低下させることは許されない水準
- B : 「補正料金算定インデックス」が低下するリスクに備えて対策を講じ始める水準
- B' : これ以上「補正料金算定インデックス」が低下すると電源 I' 以外の新たな供給力を追加的に確保することが必要になり始める水準
- C : 緊急的に供給力を 1 kWh 追加確保するコスト
- D : 確保済みの電源 I' のコスト

1. 洋上風力発電の系統アクセスに関する規定の変更（業務規程、送配電等業務指針）【スライド2～5】
 - 洋上風力発電の新たな系統確保スキームの導入に関する変更
2. 広域予備率の運用開始に関する規定の変更（業務規程、送配電等業務指針）【スライド6～9】
 - 広域予備率及び補正料金算定インデックスの運用開始に関する変更
3. 需給調整市場拡大に関する規定の変更（送配電等業務指針）【スライド10～14】
 - 需給調整市場三次①の開始に伴う各種計画等の提出時期に関する変更
4. 需給ひっ迫時の対応に関する規定の変更（業務規程）【スライド15～18】
 - 需給ひっ迫時の対応態勢及び対応組織に関する変更
5. 容量市場における容量オークションに関する規定の変更（業務規程）【スライド19～23】
 - 容量オークションの募集等に関する変更

低廉な電気料金を目的に、調整力のエリア外からの調達を可能とする、かつ調達頻度を細分化するような需給調整市場では、2021年4月から三次調整力②の取引を開始し、2022年4月には三次調整力①の取引を開始する予定。

※三次調整力①：ゲートクローズ後の需要予測誤差、再エネ予測誤差、電源脱落に対応する調整力



三次調整力①は、確実に調達する等の観点から、卸電力市場での取引等が行われる前に行い、かつその結果を各種週間計画に反映する必要があるため、実需給の前週火曜日までに取引を行うこととしている。



広域機関が電気事業者等に提出を求めている各種計画のうち、週間計画について、三次調整力①の約定結果を反映する必要があるため、現状「毎週火曜日」としている提出期限を変更する必要がある。

[変更内容]

- ・ 週間計画における電気事業者等の計画提出期限を「毎週火曜日」から「毎週水曜日の午前 10 時」に変更する旨規定

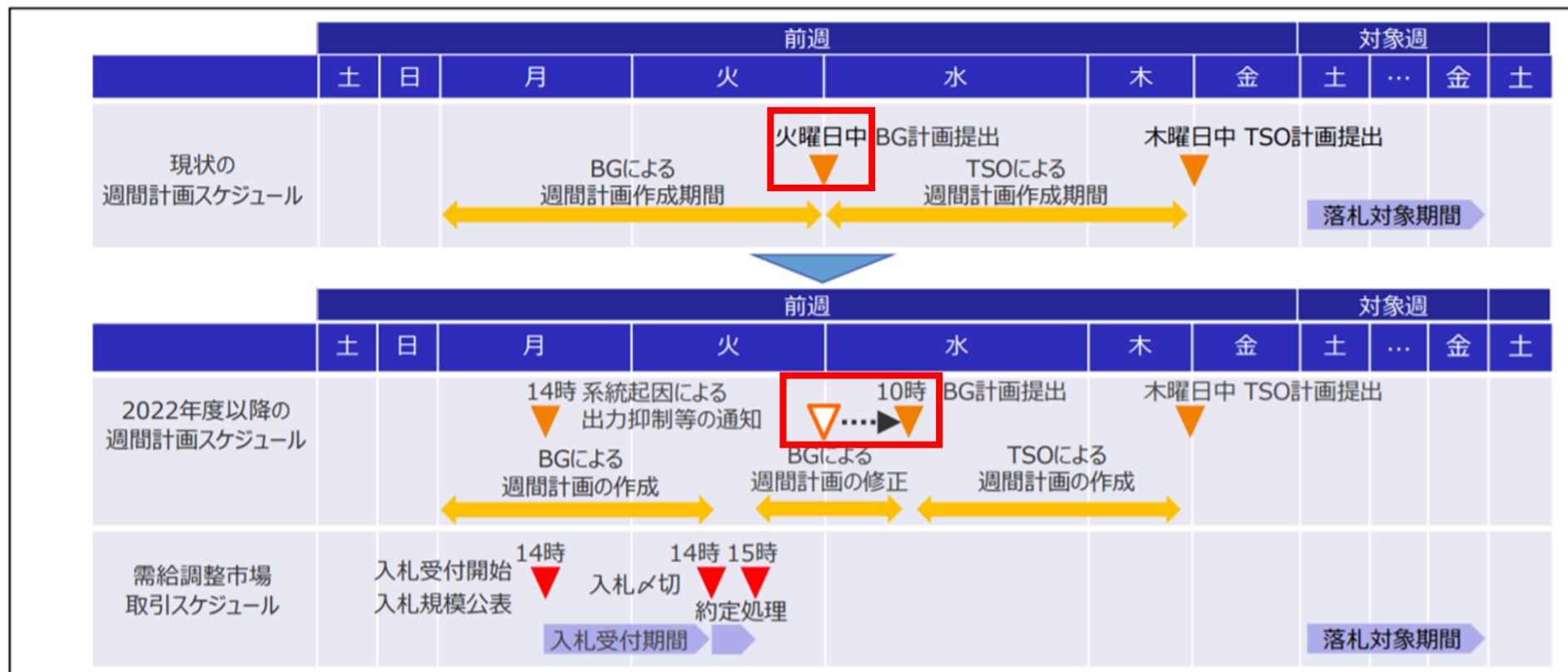
上記は、令和 4 年 4 月 1 日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行する旨規定

【送配電等業務指針別表 8 - 1 ～別表 8 - 3】<変更>

【送配電等業務指針附則（令和 年 月 日）第 1 条第 2 項】<新設>

*BG：balancing groupの略。複数の事業者が集まり、インバランスの精算を合算して算定する対象となる単位。

【需給調整市場（三次①）における取引スケジュール】



広域機関「三次調整力①の事前審査・アセスメント等に関する市場設計」に対する意見募集
(意見募集期間：2020年3月26日(木)～2020年4月15日(水)) 参考資料より抜粋

	一次調整力	二次調整力①	二次調整力②	三次調整力①	三次調整力②
英呼称	Frequency Containment Reserve (FCR)	Synchronized Frequency Restoration Reserve (S-FRR)	Frequency Restoration Reserve (FRR)	Replacement Reserve (RR)	Replacement Reserve-for FIT (RR-FIT)
指令・制御	オフライン (自端制御)	オンライン (LFC信号)	オンライン (EDC信号)	オンライン (EDC信号)	オンライン
監視	オンライン (一部オフラインも可※2)	オンライン	オンライン	オンライン	オンライン
回線	専用線※1 (監視がオフラインの場合は不要)	専用線※1	専用線※1	専用線 または 簡易指令システム	専用線 または 簡易指令システム
応動時間	10秒以内	5分以内	5分以内	15分以内※3	45分以内
継続時間	5分以上※3	30分以上	30分以上	商品ブロック時間(3時間)	商品ブロック時間(3時間)
並列要否	必須	必須	任意	任意	任意
指令間隔	－ (自端制御)	0.5～数十秒※4	数秒～数分※4	専用線：数秒～数分 簡易指令システム：5分※6	30分
監視間隔	1～数秒※2	1～5秒程度※4	1～5秒程度※4	専用線：1～5秒程度 簡易指令システム：1分	1～30分※5
供出可能量 (入札量上限)	10秒以内に 出力変化可能な量 (機器性能上のGF幅 を上限)	5分以内に 出力変化可能な量 (機器性能上のLFC幅 を上限)	5分以内に 出力変化可能な量 (オンラインで調整可能 な幅を上限)	15分以内に 出力変化可能な量 (オンラインで調整可能 な幅を上限)	45分以内に 出力変化可能な量 (オンライン(簡易指令 システムも含む)で調整 可能な幅を上限)
最低入札量	5MW (監視がオフラインの場合は1MW)	5MW※1,4	5MW※1,4	専用線：5MW 簡易指令システム：1MW	専用線：5MW 簡易指令システム：1MW
刻み幅 (入札単位)	1kW	1kW	1kW	1kW	1kW
上げ下げ区分	上げ／下げ	上げ／下げ	上げ／下げ	上げ／下げ	上げ／下げ

※1 簡易指令システムと中給システムの接続可否について、サイバーセキュリティの観点から国で検討中のため、これを踏まえて改めて検討。

※2 事後に数値データを提供する必要あり(データの取得方法、提供方法等については今後検討)。

※3 沖縄エリアはエリア固有事情を踏まえて個別に設定。

※4 中給システムと簡易指令システムの接続が可能となった場合においても、監視の通信プロトコルや監視間隔等については、別途検討が必要。

※5 30分を最大として、事業者が収集している周期と合わせることと許容。

※6 簡易指令システムの指令間隔は広域需給調整システムの計算周期となるため当面は15分。

1. 洋上風力発電の系統アクセスに関する規定の変更（業務規程、送配電等業務指針）【スライド2～5】
 - 洋上風力発電の新たな系統確保スキームの導入に関する変更
2. 広域予備率の運用開始に関する規定の変更（業務規程、送配電等業務指針）【スライド6～9】
 - 広域予備率及び補正料金算定インデックスの運用開始に関する変更
3. 需給調整市場拡大に関する規定の変更（送配電等業務指針）【スライド10～14】
 - 需給調整市場三次①の開始に伴う各種計画等の提出時期に関する変更
4. 需給ひっ迫時の対応に関する規定の変更（業務規程）【スライド15～18】
 - 需給ひっ迫時の対応態勢及び対応組織に関する変更
5. 容量市場における容量オークションに関する規定の変更（業務規程）【スライド19～23】
 - 容量オークションの募集等に関する変更

2020年12月から寒冷な気候条件が続いたことなどにより、全国的に電源の供給力不足が継続的に発生したことから、広域機関として総力を挙げて対応するため、非常災害対応本部を2021年1月6日に設置し、必要な対応を行ってきた。



広域機関では、大規模災害により、需給状況の大幅な悪化等の電力需給に関する被害が発生し、又は発生するおそれがある場合等の緊急災害に関して、対応態勢及び組織について規定し、対応を行っている。

他方、現行の規定では、今冬のような大規模災害に起因しない需給ひっ迫時の対応態勢及び組織については、明確に定めていない。



今後、需給ひっ迫又は需給ひっ迫のおそれが継続することが認められる場合に、より万全な対応を取ることができるよう、広域機関の対応態勢及び組織について、規定することが必要

[変更内容]

- 広域機関は、需給がひっ迫する、又は需給がひっ迫するおそれが継続することが見込まれるときは、対応態勢を発令するとともに対応組織を置くことができる旨規定

【業務規程第123条の3】＜新設＞

【業務規程別表9－1】＜新設＞

< 広域機関HP抜粋 >

機関HPで対応についてトップページに掲載しております。
「詳細はこちら」の先が下段のページです。

https://www.occto.or.jp/oshirase/shiji/jukyu_summary.html


電力広域的運営推進機関
 Organization for Cross-regional Coordination of Transmission Operators, JAPAN

ENHANCED BY Google

会員専用
 会員情報管理システム

会員専用
 広域機関システム

会員専用
 スイッチング支援システム

会員専用
 容量市場システム

[ホーム](#)
[広域機関とは](#)
[広域機関システム計画提出](#)
[スイッチング30分電力量](#)
[需要想定供給計画](#)
[広域系統長期方針整備計画](#)
[系統アクセス](#)
[容量市場・発電設備等の情報掲示板](#)

今冬の電力需給ひっ迫時の広域機関の対応について

今冬において、当機関は、電力需給ひっ迫状況に応じ、体制強化を行いつつ、一般送配電事業者に対する指示などの対応を行い、電気の安定供給確保に努めております。

詳細は[こちら](#)からご覧ください。

更新日：2021年2月3日（掲載開始日：2021年1月10日）

今冬の電力需給ひっ迫時の広域機関の対応

今冬において、当機関は、電気事業者に対する計画的な供給力確保に関する要請を行った後、電力需給ひっ迫状況に応じ、能力を挙げて取り臨むため、1月6日に非常災害対応本部を設置し体制強化を行いつつ、必要な対応を行ってまいりました。

今後、電力需給状況は改善しつつあるものの、なお需給状況の大規模な悪化等が発生するおそれがある情勢であることから、当機関は、1月29日をもって、非常災害対応本部から警戒本部に切り替え、警戒態勢を取りつつ、電気の安定供給確保に努めてまいります。

電気事業者、自家発電設備をお持ちの皆様におかれましては、需給状況改善のためのご対応、誠にありがとうございます。

ご家庭、工場・オフィスなど電気の使用の節制におかれましては、電気の効率的な使用に努めていただき、誠にありがとうございました。

1. 広域機関の対応の概要

当機関は、計画的な供給力確保に関する要請を行った後、電力需給ひっ迫状況に応じ、電気の安定供給確保に万全を期すため、電気事業者や系統規模に基づき、以下の対応を行ってまいります。

- 一般送配電事業者に対する指示
- 発電事業者及び小売電気事業者に対する指示
- 地域連系系統の運用容量拡大

2. 対応の経緯

当機関は上記の対応について、以下のように取り組んでまいります。それぞれの詳細は、次項以降をご覧ください。

- 電気事業者に対する計画的な供給力確保に関する要請(2020年12月8日)
- 一般送配電事業者に対する指示(2020年12月15日～2021年1月16日、累計218回)
- 非常災害対応本部の設置(2021年1月6日～1月28日)、警戒本部の設置(2021年1月29日～)
- 発電事業者及び小売電気事業者に対する指示(2021年1月6日～1月26日、累計10回)
- 地域連系系統の運用容量拡大(2021年1月8日～1月13日、累計6回)
- 発電事業者に対する供給力の確保状況に関する報告の求め(2021年1月12日)

3. 計画的な供給力確保に関する要請について

当機関は、2018～2020年度供給計画取りまとめにおいて、直近の年度における冬季の予備率に余裕のないエリア・月が存在しており、需給バランスが悪くなることも想定される見通しを公表してまいりました。

こうした見通しも踏まえ、2018年以降、毎年12月、当機関は電気事業者に対し、翌年3月に提出する供給計画においてと同等、直近の冬季における確実な供給力確保に向けて、可能な限り早期に協議先を確定させるよう努めることなどを呼びかけてきており、今冬においても、12月8日、同様の呼びかけを行いました。

具体的な内容については、「計画的な供給力確保に関する要請について」からご確認ください。

(出典) 電力広域的運営推進機関HP
2021年2月3日時点版

1. 洋上風力発電の系統アクセスに関する規定の変更（業務規程、送配電等業務指針）【スライド2～5】
 - 洋上風力発電の新たな系統確保スキームの導入に関する変更
2. 広域予備率の運用開始に関する規定の変更（業務規程、送配電等業務指針）【スライド6～9】
 - 広域予備率及び補正料金算定インデックスの運用開始に関する変更
3. 需給調整市場拡大に関する規定の変更（送配電等業務指針）【スライド10～14】
 - 需給調整市場三次①の開始に伴う各種計画等の提出時期に関する変更
4. 需給ひっ迫時の対応に関する規定の変更（業務規程）【スライド15～18】
 - 需給ひっ迫時の対応態勢及び対応組織に関する変更
5. 容量市場における容量オークションに関する規定の変更（業務規程）【スライド19～23】
 - 容量オークションの募集等に関する変更

容量市場の2024年度分の供給力の調達を行うメインオークションの結果を踏まえ、国の審議会（※）において、2025年度分以降のオークションに向け、メインオークションにおける調達量の考え方や、容量市場の新規導入による小売電気事業者の事業環境の激変緩和の観点から導入された現行の経過措置に替わる新たな措置等について検討が行われてきた。

※ 総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 電力・ガス基本政策小委員会 制度検討作業部会



国の審議会における検討の結果、2025年度以降を実需給年度とする容量オークションについて、

- ・メインオークションと追加オークションによる供給力の確保の仕組み
（実需給年度の至近まで、稼働を見通せない電源等にも取引の機会を与える）
- ・小売事業環境の激変緩和に対する経過的な減額措置
（現行の経過措置を廃止し、落札電源等に対する支払額を減額する新たな激変緩和措置を講じる）

等について見直しを行う方向となった。

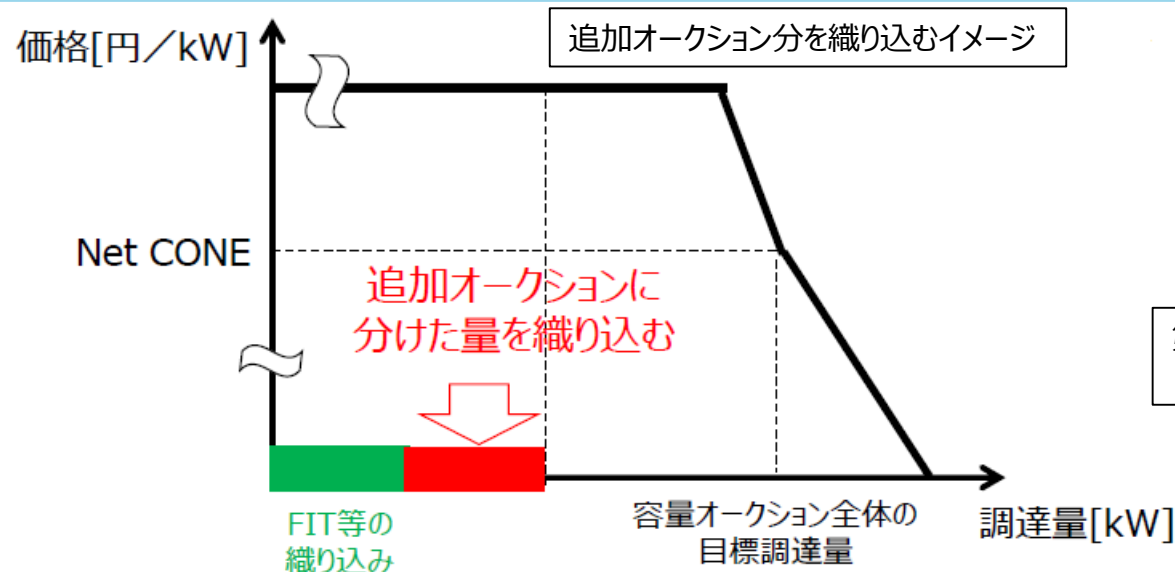


2025年度以降を実需給年度とする容量オークションの見直しに向けた議論を踏まえ、メインオークションや追加オークションによる供給力の確保の仕組みや小売事業環境の激変緩和に対する経過的な減額措置（経過措置）について、規定の変更が必要

国の審議会で議論中の内容

- 4年前には稼働が見通せないが、実需給が近づく稼働が見通せる電源が存在する(例えば、自家発電やDR、未稼働の原子力)。
- そのような供給力を確保するためにも、メインオークションでは全量を調達せずに、追加オークションで調達することも考慮すべきといったご意見があった。
- 実需給年度の至近まで、稼働を見通せない電源等にも取引の機会を与えるため、追加オークションでの調達を前提とする案が望ましいのではないかと。
- 具体的には、DRの増加が期待されること、自家用発電設備の容量市場への参加や未稼働原子力の稼働などにより、一定の供給力の確保が期待できることを考慮し、来年度オークションにおいては、H3需要の2%分をメインオークションの調達量から減少させた上で、追加オークションで調達することとしてはどうか。
- また、追加オークションでの調達量については、発動指令電源で1%、安定電源で1%を基本としつつ、需要や供給力変動、実需給年度の2年前に実施される発動指令電源の実効性テストの結果等を踏まえた上で、追加オークションで調達する量を決定することとしてはどうか。

第48回制度検討作業部会(2021年3月26日) 資料3より抜粋・修正



第30回容量市場の在り方等に関する検討会
(2021年3月16日) 資料3より抜粋・修正

国の審議会で議論中の内容

電源の経過年数に
応じた減額

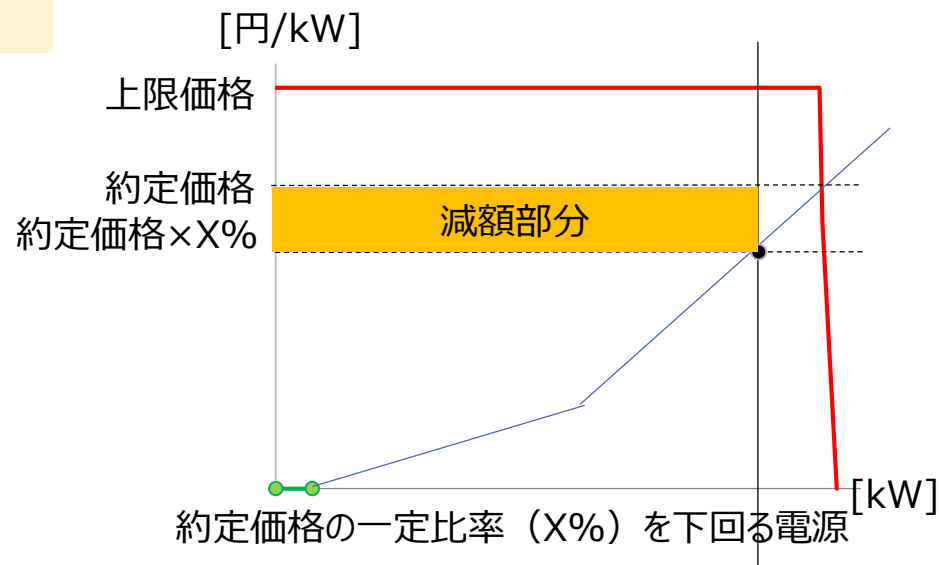
2010年度末以前に建設された電源に対する支
払額を一定比率減額



入札内容に
応じた減額

価格に応じた減額

第49回制度検討作業部会
(2021年4月15日) 資料3より抜粋・修正



※上記内容は、今後の国の審議会等の見直しに向けた議論等を踏まえ、変更となる可能性があります。



よって、国の審議会等の見直しに向けた議論を踏まえ、激変緩和措置を反映できるよう、「具体的な算出方法は、容量オークションの募集要綱にて定める」旨、業務規程で規定

[変更内容]

(メインオークションと追加オークションによる供給力の確保)

- 2025年度以降を実需給年度とする容量オークションにおいて、メインオークションにより確保する供給力の募集量を、「必要供給力の全量」から、「メインオークション募集要綱で定める供給力」へ変更する旨規定
- あわせて、追加オークションについて、「必要供給力」に対して実施する旨規定

(経過措置)

- 小売事業環境の激変緩和のための容量確保契約金額の算出方法について、容量オークションの募集要綱に定める旨規定

【業務規程第32条の2】<変更>

【業務規程附則（令和2年3月30日）第7条】<変更>

【業務規程附則（令和 年 月 日）第2条】<新設>